

広島県ウイルス性肝炎治療費助成制度

平成20年4月1日から
入院・通院の医療費を助成しています



概要

「受給者証」と「月額管理票」を提示していただくと、対象の医療費（保険診療分）の窓口での1か月分の支払額が1万円（または2万円）までとなる助成制度です。

【対象となる方】

県内に住民票があり、県指定の専門医療機関で、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療を要すると診断され、県が認定した方

助成の内容

【助成額】

義務教育を終えた世帯全員の市町民税（所得割）課税年額の合計金額により、下表のとおり月々の自己負担の上限額を決定します。

世帯の市町民税（所得割）額の合計	自己負担限度月額
23万5,000円以上	2万円
23万5,000円未満	1万円

※文書料や入院中の食事代、個室ベッド代などは助成対象に含まれません
※配偶者以外で、扶養関係にない方は上記の課税年額の計算から除外できます。
除外するための書類は裏面を参考にしてください。

【助成期間】

申請書を提出した月の初日から1年以内で、治療予定期間に即した期間です。

申請手続

- 裏面に記載した書類を担当窓口へ郵送か持参してください。
- 様式は担当窓口等で配布しています。

- 申請は、月に1回開催する認定協議会で協議します。
ここで認定された方に、認定協議会のあった月の月末から翌月初旬頃に「受給者証」を送ります。
- 「受給者証」と「月額管理票」は医療機関や薬局に持参してください。

□ 担 当 窓 口 □

保健所等名	担当課	所在地	電話番号
広島県庁	薬務課	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3078
西部保健所	保健課	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
西部保健所広島支所	保健課	〒730-0011 広島市中区基町10-52農林庁舎1F	082-513-5526
西部保健所呉支所	厚生保健課	〒737-0811 呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所	保健課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部保健所	保健課	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
東部保健所福山支所	保健課	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
北部保健所	保健課	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	0824-63-5186

申請に必要な書類について

担当窓口へ、次の書類を提出してください。

- (1) 肝炎治療受給者証交付申請書
- (2) 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書
※県が指定する専門医療機関の専門医によるものが必要です
※インターフェロンフリー治療の再治療は、「インターフェロンフリー治療(再治療)に対する意見書」が必要になることがあります
- (3) 申請者の氏名が記載された被保険者証、組合員証等のコピー
- (4) **世帯全員**の記載のある住民票の写し
※市(区)役所、町役場で発行されたもの(コピー不可)
※取得から概ね3か月以内のもの
※住民票が世帯全員のものである旨が明記されたもの
※原則として、続柄が記載されたもの
※マイナンバーが記載されていないもの
- (5) **義務教育を終えた世帯全員**の市町民税(所得割)の課税年額を証明する書類
※市町民税所得割額の記載のあるもの(コピー不可)
※申請日に取得できる最新年度のもの
※世帯全員が同じ年度のもの
※市町が発行する市町民税の決定(納税)通知書も可(原本の提出または窓口での原本確認が必要です)
※市町民税特別徴収税額の決定通知書及び源泉徴収票は不可

【課税額の合算対象からの除外を希望する場合】

配偶者以外で、地方税法上・医療保険上扶養関係にない者が同一世帯に属するために自己負担限度額が高くなる場合、その者を合算対象から除外できます。

この場合は上記の書類について、次の点にご注意ください。

- 「(4)世帯全員の記載のある住民票の写し」
必ず、**続柄**の記載のあるものが必要です
- 「(5)義務教育を終えた世帯全員の市町民税(所得割)の課税年額を証明する書類」
所得控除対象者の人数と内訳の記載のあるものが必要です

上記(1)(2)の書類は担当窓口または県ホームページで入手できます。

□ 問い合わせ先 □

県庁薬務課または最寄りの県保健所(支所)担当窓口
(裏面参照)